



2024年9月30日

各位

会社名 株式会社トライアルホールディングス
代表者名 代表取締役社長 亀田 晃一
(コード番号: 141A 東証グロース)
問い合わせ先 執行役員 副社長 古橋 恵司
TEL. 03-6435-6308

当社の取締役に対する業績条件型譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、業績条件型譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2024年10月30日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 7,500株
(3) 処分価額	1株につき 3,420円
(4) 処分価額の総額	25,650,000円
(5) 割当予定先	当社の取締役 3名 7,500株 ※社外取締役を除きます。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2024年8月13日開催の取締役会において、当社の企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めること、並びに、業績目標等と報酬との連動性を明確にし、業績に対するコミットメントを持たせることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下同じです。）を対象とする新たな報酬制度として、業績条件型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、2024年9月27日開催の第10回定時株主総会において、①本制度に基づき、取締役の報酬等として譲渡制限付株式を付与することとし、その譲渡制限期間は、当該株式の交付日から当社の取締役会が定める期間とすること、②譲渡制限付株式の付与は、取締役の報酬等として金銭の払込み等を要せず当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法、又は、取締役に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法のいずれかにて行うこと、③本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間40,000株以内とし、その金額は既存の金銭報酬枠の内枠で年額100百万円以内とすること、④(i)当社の取締役会が定める役務提供期間の間、継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を有すること、及び(ii)当社取締役会が定める業績目標等を達成したことを、譲渡制限の解除条件とすること等につきご承認をいただいております。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役3名（以下「対象取締役」といいます。）に対して、本制度の目的、各対象者の職責その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計25,650,000円を支給し、それを現物出資させて、業績条件型譲渡制限付株式として、当社の普通株式7,500株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。

<業績条件型譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象取締役とは個別に業績条件型譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、2024年10月30日（払込期日）から2027年に開催される当社の定時株主総会開催日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が、①譲渡制限期間中、継続して当社の取締役の地位にあることを条件として、②2024年の当社の定時株主総会開催日の前日から直近3か月間の東京証券取引所の売買立会における日々の終値の平均値を用いて算出した当社の株式時価総額と、2027年の当社の定時株主総会開催日の前日から直近3か月間の東京証券取引所の売買立会における日々の終値の平均値を用いて算出した当社の株式時価総額を比較して算出する成長率を、同期間の東証平均株価指数（TOPIX）（配当込み）の成長率と比べた倍率に応じて、所定の解除率に本割当株式の数を乗じた数の本割当株式（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の取締役の地位を喪失した場合（喪失と同時に取締役に再度就任する場合を除く。）、譲渡制限期間満了時点をもって、①払込期日を含む月から当該喪失の日を含む月までの月数を36で除した数に、②下表に従い定められる解除率及び③本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、又は、対象取締役が本割当契約に定める事由に該当した時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限る。）には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2024年9月27日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である3,420円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象取締役にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上